

事務連絡  
令和4年1月7日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立大学施設担当部課  
各国公私立高等専門学校施設担当部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

#### 学校施設における家庭用エアコンの適正排出について

標記の件について、経済産業省及び環境省から文部科学省に対し、別紙のとおり周知の依頼がありましたので、送付します。

各学校設置者においては、別添の資料を参考に、各学校施設における家電リサイクル法に則った家庭用エアコンの処分にご協力いただくようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

**【本件担当】**

大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 指導第二係 福山、佐藤  
Tel : 03-5253-4111 (内 2292) E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

## エアコン適正排出に関する周知協力のお願いについて

令和3年12月23日

## 1. 家電リサイクル法の概要とエアコンの適正排出の周知の必要性

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号、家電リサイクル法）では、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が使用済みとなったもの（廃家電4品目）について、小売業者と製造業者による引取りと再商品化（リサイクル）の義務を定めています。これらの品目について、リサイクルを行うことにより、廃棄物の減量と適正な処理及び資源の有効利用を図ることが法の目的です。

## 2. エアコンの適正排出の必要性について

廃家電4品目のうち、エアコンについては回収率（出荷台数ベース）が低く、リサイクル制度の一層の周知が必要と考えられています。エアコンについては、他の品目に比べて含まれている金属量が多く資源価値が高いため、廃棄時に適正な取扱いがなされていない可能性があること、また、事業所等で使用されている家庭用エアコンについて、産業廃棄物として他の廃棄物と一緒に排出されている可能性があり、その場合、排出事業者が適正に処理されたかどうかの確認ができていない可能性があります。

家庭用エアコンには、冷媒として地球温暖化効果の大きなフロン類が含まれており、適正に処理されない場合は廃エアコンのフロン類が大気に放出されていると考えられ、気候変動対策としても家電リサイクルを推進する必要性があります。

## 3. 所管団体への周知のお願い

上記を踏まえ、所管する団体に、家電リサイクルの意義のご理解とエアコンの適正排出へのご協力を促進するための周知をお願いいたします。

**【担当】**

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

畑谷、鈴木

03-3501-6944/kaden-recycle@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

小早川、橋本、田中

03-6205-4946/hairi-recycle@env.go.jp

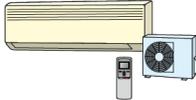
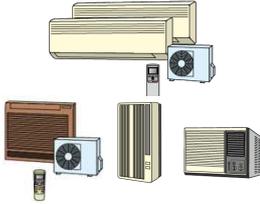
# 事業者が使用している家庭用エアコンの 家電リサイクル法に則った処分のお願い

## ご存じですか？

事業所で使用されていた  
「家庭用エアコン※1」を廃棄する際、  
「家電リサイクル法※2」等に則り  
適正に処分する必要があります。

※1  
事業所では、業務用エアコンだけでなく家庭用エアコンも使われています。家電リサイクル法の対象は、家庭用エアコンとなります。(業務用エアコンは対象外です。)

※2  
裏面に家電リサイクル法のしくみを簡単に説明しています。

家電リサイクル法 対象 家庭用エアコン	家電リサイクル法 対象外
<p>家庭用エアコンには、壁掛け形セパレートエアコン、壁掛け形ガスヒーターエアコン、壁掛け形ハイブリッドエアコン等があります。</p>  <p>他にマルチエアコン、床置き形セパレートエアコン、ウインド形エアコン等があります。</p> 	<p>業務用エアコンは対象外です。以下のものも対象外です。</p> <p>天井埋め込みカセット形、壁埋め込み形、天吊り形セパレートエアコン等。</p>  <p>ウインドファン、スポットエアコン、冷風機・冷風扇、除湿機、パッケージエアコン。</p> 

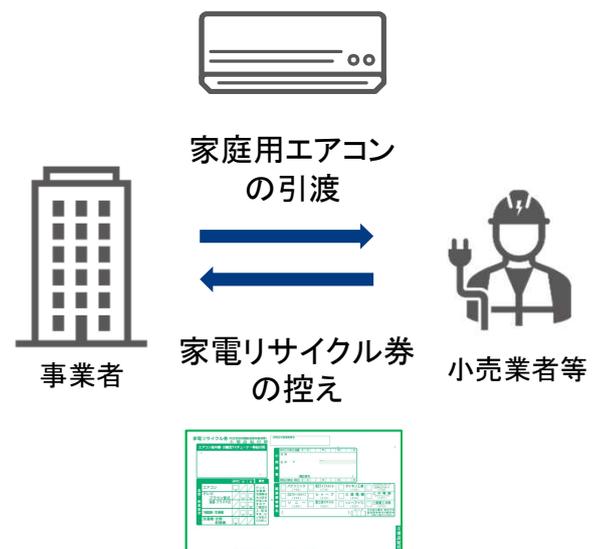
出所) [https://www.rkc.aeha.or.jp/text/p\\_4list.html](https://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_4list.html)

## 家電リサイクル法に則った処分の依頼のお願い

事業者の皆様にも、家電リサイクル法の遵守をお願いいたします。

具体的には、廃棄する家庭用エアコンが発生した際には、家庭用エアコンの入替や取り外し処分等を依頼する小売業者等へ「家電リサイクル法に則った処分」をあわせて依頼してください。

工事完了時には、家電リサイクル法に則った処分を実施した証明として、小売業者から「家電リサイクル券の控え」を必ず受領してください。



詳細な処分方法は、下記のURLを確認してください

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/business/>

【お問合せ先】経済産業省商務情報政策局情報産業課(TEL:03-3501-6944)

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室(TEL:03-6205-4946)



# 事業者の家庭用エアコンの廃棄実態

## ■ 家電リサイクル法の対象範囲

- ・ 家電リサイクル法は、廃棄物となった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を適正にリサイクルするための法律であり、事業者が保有している家庭用エアコンも対象としています。

## ■ 現状調査結果

- ・ 調査の結果、家庭用エアコンを処分したことのある事業者のうち、多くの事業者は産廃業者へ処分を任せており、一部の排出事業者においては適正に処分されているか確認がなされていない可能性があることがわかりました。
- ・ 事業者は、産廃業者に処分を委託する場合、排出者責任として適正な処分を確認する必要があります。

# 家電リサイクル法※2 のしくみ

家電リサイクル法に基づくリサイクルには、「排出者（事業者・消費者）」、「小売業者」、「製造業者等」の3者が関わっており、それぞれに義務と責務が課せられています。

## ■ 事業者の皆様を含む「排出者」の責務等

- ・ 排出者は、家電4品目を廃棄する場合、リサイクルが適正に行われるように、小売業者等へ引渡しを行い、求めに応じて必要な家電リサイクル料金、収集運搬料金を支払う責務があります。
- ・ 排出者は、引渡し時に、家電リサイクル券の「排出者控え」を小売業者から受け取ります。「排出者控え」にある「お問合せ管理番号」を用いて家電メーカーへの引渡しが適正に行われているか、確認をすることができます。

## ■ 家電の「小売業者」の義務

- ・ 自らが過去に販売した廃家電や、買換えの際の廃家電について、引取りを求められた場合は、排出者から引取り、家電メーカーに引渡す義務があります。

## ■ 「製造業者等」の義務

- ・ 自らが過去に製造した廃家電について、引取り、リサイクルする義務があります。

